

京都市監察規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 59 号

京都市監察規則の一部を改正する規則

京都市監察規則の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「看護短期大学及び」を削る。

第3条第3項及び第4条中「人材活性化政策監」を「人材育成政策監」に改める。

第7条中「人材活性化政策監」を「人材育成政策監」に、「人材活性化政策監等」を「人材育成政策監等」に改める。

第8条第3号中「人材活性化政策監」を「人材育成政策監」に改める。

第10条中「人材活性化政策監等」を「人材育成政策監等」に改める。

第11条及び第12条第3号中「人材活性化政策監」を「人材育成政策監」に改める。

第14条中「人材活性化政策監等」を「人材育成政策監等」に改める。

第15条及び第16条中「人材活性化政策監」を「人材育成政策監」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(行財政局コンプライアンス推進室)